平成２１年（再イ）第４号
熊本市本荘５丁目９番９―402号
再生債務者　吉村　和幸
1　決議に付する再生計画案　平成21年６月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年７月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年７月23日まで
平成21年６月25日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（再イ）第６６号
香川県高松市松島町２丁目18番23号ハイエスト松島202号室
再生債務者　髙開　恵美
1　決議に付する再生計画案　平成21年６月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年７月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年７月24日まで
平成21年６月26日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（再イ）第９号
高知市宮前町82番地　ヒルサイド小高坂301
再生債務者　西尾　明祥
1　決議に付する再生計画案　平成21年６月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年７月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年７月24日まで
平成21年６月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再イ）第２２号
神戸市西区北山台２丁目３－４
再生債務者　青木　和男
1　決議に付する再生計画案　平成21年６月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年７月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年７月27日まで
平成21年６月26日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再イ）第２７号
神戸市西区竹の台５丁目20―51
再生債務者　宮﨑　浩
1　決議に付する再生計画案　平成21年６月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年７月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年７月27日まで
平成21年６月26日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第１号
愛知県岩倉市大地町長田15番地２
再生債務者　山下隆二朗
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月16日まで
4　一般異議申述期間　平成21年７月23日から平成21年７月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（再ロ）第１４号
仙台市泉区館３丁目47番地の１
再生債務者　原田　健
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月５日から平成21年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１００８０号
神奈川県横浜市港北区新横浜１―21―８―708
再生債務者　谷峰　修
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月６日から平成21年８月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第５号
金沢市粟崎町３丁目169番地１　市営住宅３棟201号
再生債務者　吉田　幸代
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成21年７月30日から平成21年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（再ロ）第３１号
大阪府東大阪市箕輪３丁目１番３号
再生債務者　上甲　邦彦
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成21年７月27日から平成21年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第４５号
大阪府寝屋川市高柳１丁目２番33―1212号
再生債務者　山根　祥子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成21年７月27日から平成21年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２号
佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目10番12号
再生債務者　檜山　崇
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月６日から平成21年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再ロ）第５号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6461番地24
再生債務者　島本　幸一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月６日から平成21年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再ロ）第７号
青森県弘前市大字田町４丁目５番地３　市営住宅Ｃ―102
再生債務者　平尾　純一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月24日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月７日から平成21年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第２号
宮城県柴田郡柴田町大字上名生字新宮前108番地13
再生債務者　原田　幸重
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月24日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月７日から平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第７号
名古屋市瑞穂区姫宮町２丁目９番地　タウニー新瑞Ａ101号
再生債務者　鈴木　健司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月16日まで
平成21年６月25日
名古屋地方裁判所民事第２部